

# 宇都宮大学研究補助員実施要領

学長裁定 平成29年 4月17日

## (目的)

第1条 この要領は、宇都宮大学（以下「本学」という。）において、男女共同参画を推進するために、出産・育児又は介護等に携わる研究者（以下「研究者」という。）の研究活動を補助する者を研究補助員として従事させ、研究環境の充実を図ることを目的とする。

## (職務)

第2条 研究補助員は、研究者の監督・指示の下、次の研究補助業務を行うものとする。

- (1) 研究活動に必要な実験補助
- (2) 研究データの解析
- (3) 統計処理
- (4) 文献調査
- (5) 発表資料作成
- (6) その他必要な補助業務

## (資格)

第3条 研究補助員になることができる者は、学部卒業生、大学院生又は大学院修了者（常勤的な職に就いている者を除く）とする。

## (募集及び選考)

第4条 研究補助員候補者の募集及び選考は、男女共同参画推進室において行う。

## (身分)

第5条 研究補助員の身分は、パートタイム職員とする。

## (採用等)

第6条 研究補助員の雇用期間は、採用日の属する会計年度を超えないものとする。ただし、最初の採用日から通算5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 研究補助員の採用は、国立大学法人宇都宮大学非常勤職員（パートタイム職員）就業規則によるものとする。

## (労働時間)

第7条 研究補助員の労働時間は、1日6時間以内、週20時間以内とする。

2 研究補助員となる者が本学に在籍する大学院生の場合は、当該学生への研究指導、授業等に支障が生じないように配慮する。

3 研究補助員となる者が本学に在籍する大学院生で、TA又はRAとして雇用されている場合は、研究補助員との労働時間の合計を週20時間以内とする。

(給与)

第8条 研究補助員の給与は、就業規則により取り扱うものとする。ただし、時間給のみとし、その他の給与は支給しない。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 学部卒業生        | 950円   |
| (2) 大学院生及び大学院修了者 | 1,170円 |

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、研究補助員に関し必要な事項は、男女共同参画推進室にて定めるものとする。

附 則

この要項は、平成29年5月15日から施行する。